

①契約 運転手
(立候補届出前 候補者⇔業者)

印紙は不要です。

自動車運転契約書

北茨城市長選挙候補者 北茨城 太郎

(以下「甲」という。)と 中郷 五郎 (以下「乙」という。)は、甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

1 運転する期間

北
茨
城

令和 8年 9月20日 から
令和 8年 9月26日 まで 7日間
原則として 毎日 8時00分から20時00分まで

2 契約金額 84,000円
(1日につき 12,000円)

3 運転する自動車の登録番号 普通乗用自動車(水戸500い8888)

4 請求及び支払
この契約は、甲が選挙公営における限度額を、乙が選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定による限度額以内の金額であり、甲はこれに同意する。
ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は北茨城市に請求することはできない。

契約金額は問いませんが、
選挙公営における限度額は、
1日あたり12,500円、
7日間で87,500円です。

中
郷

令和 8年 9月 2日

法人の場合には、
会社印並びに
代表者名及び
代表者印が必須です。

北茨城市長選挙候補者

住 所 北茨城市磯原町磯原1630番地

氏 名 北茨城 太郎

北
茨
城

住 所 北茨城市中郷町上桜井〇〇番地

名 称 中郷 五郎

中
郷

代表者